

令和2年3月27日
海事局海洋・環境政策課**内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始します**

国土交通省では、地球温暖化対策計画における内航海運のCO₂排出削減目標達成に向け、船舶の省エネ・省CO₂技術の効果を「見える化」し評価できる内航船省エネルギー格付制度の本格運用を開始します。

平成27年12月に国連気候変動枠組条約において「パリ協定」が採択され、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。同計画において、内航海運におけるCO₂排出削減目標として「2030年度に2013年度比で157万t-CO₂削減」することが掲げられています。

しかし、内航船の環境性能を客観的に評価する指標はなく、船舶の所有者、運航者、船舶を建造した造船所、船舶を利用する荷主等が省エネ・省CO₂に優れた船舶を建造・運航しても十分にPRしづらい現状がありました。

このため、平成29年7月より船舶の省エネ・省CO₂効果を「見える化」し、評価できる内航船省エネルギー格付制度の暫定運用を行ってきたところですが、今般、環境性能の評価手法の変更等を行い、本格運用を開始します。

本制度では、船舶の所有者、船舶の運航者、船舶を建造した造船所又は船舶を利用する荷主から申請があった船舶の環境性能を、基準値よりも何%改善したかに応じて、星1つ(★)～5つ(★★★★★)で評価を行います。

表 改善率に応じた評価

改善率	0%以下	0%～ 5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上
評価	評価無し	★	★★	★★★	★★★★	★★★★★

格付を取得した事業者は、船体や名刺、企業ホームページ等でロゴマークを使用することができます。

船舶に格付を付与しロゴマークの使用を認められることで、環境対策に関心のある荷主や消費者へ、環境性能のよい船舶を建造、運航していること等PRが行いやすくなることが期待されます。



なお、国土交通省でも、高い格付の船舶及び申請事業者を定期的に公表する予定です。

国土交通省としては、本制度を通して引き続き内航海運の省エネ・省CO₂化に努めて参ります。

<添付資料>

- (別添1) 内航船省エネルギー格付制度概要
- (別添2) 内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領
- (別添2-1)～(別添2-4) 内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領様式第1～第4
- (別添3) 内航船省エネルギー格付制度計算要領(ハード対策)

【問い合わせ先】

海事局 海洋・環境政策課 中村、鈴木

(代表) 03-5253-8111 (内線) 43-902、43-914

(直通) 03-5253-8636 (FAX) 03-5253-1644

